

電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(第一条関係)

改正案

目次

第一編 (略)

第二編 電気事業

第一章 (略)

第二章 業務

第一節 (略)

第二節 広域的運営

第一款 第三款 (略)

第四款 供給計画(第二十九条・第二十九条の二)

第三節 (略)

第三章 (略)

第三編 第七編 (略)

附則

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

現行

目次

第一編 (略)

第二編 電気事業

第一章 (略)

第二章 業務

第一節 (略)

第二節 広域的運営

第一款 第三款 (略)

第四款 供給計画(第二十九条)

第三節 (略)

第三章 (略)

第三編 第七編 (略)

附則

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

(傍線部分は改正部分)

一〇三 (略)

四 第二十九条第二項(同条第四項(第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。

五〇九 (略)

第二十九条 電気事業者(次条第一項に規定する電気事業者を除く。

以下この条において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給(発電用の電気工作物ごとの電気の供給を含む。)並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

二〇六 (略)

第二十九条の二 電気事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下この項及び第百十二条の三において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者(以下この項において単に「発電用原子炉設置者」という。)(その設置する全ての発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の三

一〇三 (略)

四 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。

五〇九 (略)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、

毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

二〇六 (略)

(新設)

十三第二項の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。)である電気事業者に限る。)は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律(平成二十七年法律第 号)第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、推進機関を経由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2| 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「遅滞なく、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて」と、「届け出なければ」とあるのは「提出し、その認可を受けなければ」と読み替えるものとする。

3| 経済産業大臣は、第一項又は前項において準用する前条第三項の規定により電気事業者から供給計画を受け取った場合において、当該供給計画がエネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に照らし

て適當であり、かつ、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切であると認めるときは、第一項又は前項において準用する前条第三項の認可をするものとする。

4 経済産業大臣は、第一項又は第二項において準用する前条第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その他政令で定める行政機関の長に協議しなければならない。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係)

第百十二条の三 原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係)

第百十二条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三

第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に限る。次項において同じ。）に適合しているものとみなす。

2 4 (略)

第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条の二第一項又は同条第二項において準用する第二十九条第三項の認可を受けないで電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者

二 5 六 (略)

第一百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項（同条第四項（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第二項において

の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に限る。次項において同じ。）に適合しているものとみなす。

2 4 (略)

第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(新設)

一 5 五 (略)

第一百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしなかつたとき。

準用する場合を含む。)の規定による送付をしなかつたとき。

三・四 (略)

三・四 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用前検査）</p> <p>第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。以下この項において同じ。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後（第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設にあつては、当該検査に合格し、当該発電用原子炉施設を使用する年度に係る電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十九条の二第一項又は同条第二項において準用する同法第二十九条第三項の認可を受けた後）でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用前検査）</p> <p>第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

○エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（エネルギー基本計画） 第十二条（略）</p> <p>2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針（エネルギー需給の長期見通しを含む。）</p> <p>二～四（略）</p> <p>三～七（略）</p>	<p>（エネルギー基本計画） 第十二条（略）</p> <p>2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二～四（略）</p> <p>三～七（略）</p>

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電気事業法の一部改正）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十八条の四十中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条第四号中「第二十九条の第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第二十九条第一項中「開始前に」の下に「（電気事業者となつた日又は次条第一項に規定する電気事業者に該当しないこととなつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後又は同項に規定する電気事業者に該当しないこととなつた後遅滞なく）」を加え、同条第二項及び第四項中「開始前に」の下に「（当該年度に電気事業者となつた者又は次条第一項に規定する電気事業者に該当</p>	<p>（電気事業法の一部改正）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十八条の四十中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 （略）</p> <p>（略）</p> <p>第二十九条第一項中「開始前に」の下に「（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）」を加え、同条第二項及び第四項中「開始前に」の下に「（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）」を加え、同条第六項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項</p>

しないこととなつた電気事業者に係る供給計画にあつては、速やかに」を加え、同条第六項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第三号の事項は、卸電気事業者」を「第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改める。

第三十条を削る。

第二十九条の二第一項中「開始前に」の下に「発電用原子炉設置者である電気事業者となつた日を含む年度にあつては、発電用原子炉設置者である電気事業者となつた後遅滞なく」を加え、同条第二項中「において」の下に「同条第二項及び第四項中「電気事業者となつた者又は次条第一項に規定する電気事業者に該当しないこととなつた電気事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者である電気事業者となつた者」と」を加え、同条を第三十条とし、同条の次に次の款名を付する。

第五款 供給命令等

(略)

第一百七十七条の二中第六号を第十三号とし、第二号から第五号までを七号ずつ繰り下げ、同条第一号中「第二十九条の二第一項」

は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者」に改め、同項第一号中「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十条の次に次の款名を付する。

第五款 供給命令等

(略)

第一百七十七条の二中第五号を第十二号とし、第二号から第四号までを七号ずつ繰り下げ、第一号を第八号とし、同号の前に次の七

を「第三十条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の七号を加える。

一〇七 (略)

(略)

第百十九条第一号中「第九条第一項」の下に「(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)」を加え、「第十六条の三第一項若しくは第七項」を「第二十七条の十三第七項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更した者

第百十九条の二第二号中「第二十九条の二第二項」を「第三十条第二項」に改める。

附 則

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五十一条の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の十一第一項中「第二十九条の二第一項」を「第

号を加える。

一〇七 (略)

(略)

第百十九条第一号中「第九条第一項」の下に「(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)」を加え、「第十六条の三第一項若しくは第七項」を「第二十七条の十三第七項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更した者

(新設)

附 則

(新設)

三十条第一項」に改める。

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条による改正部分、

ゴシック部分は附則第三条による改正部分）

附則第三条による改正後	電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条による改正後	第一条による改正後
<p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 第二十九条第二項（同条第四項（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。</p> <p>五 一三 （略）</p> <p>第二十九条 電気事業者（次条第一項に規定する電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給（発</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 第二十九条第二項（同条第四項（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。</p> <p>五 一三 （略）</p> <p>第二十九条 電気事業者（次条第一項に規定する電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給（発</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 第二十九条第二項（同条第四項（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。</p> <p>五 一三 （略）</p> <p>第二十九条 電気事業者（次条第一項に規定する電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給（発</p>

電用の電気工作物ごとの電気の供給を含む。)並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日又は次条第一項に規定する**電気事業者に該当しないこととなつた日**を含む年度にあつては、電気事業者となつた後又は同項に規定する**電気事業者に該当しないこととなつた後**遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者又は次条第一項に規定する**電気事業者に該当しないこととなつた電気事業者**に係る供給計画

電用の電気工作物ごとの電気の供給を含む。)並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に(電気事業者となつた日を含む年度にあつては、**電気事業者となつた後**遅滞なく)、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に(当該年度に**電気事業者となつた者**に係る供給計画にあつては、**速やかに**)、経済産業大臣に送付しなければならない。

電用の電気工作物ごとの電気の供給を含む。)並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

にあつては、速やかに)、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者又は次条第一項に規定する電気事業者)に該当しないこととなつた電気事業者に係る供給計画にあつては、速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

第三十条 電気事業者(核原料物質、核燃料

物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この項及び第一百十二条の三において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者(以下この項において「発電用原子炉設置者」とい

3 (略)

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に(当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

第二十九条の二 電気事業者(核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この項及び第一百十二条の三において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者(以下この項において「発電用原子炉設置

3 (略)

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

第二十九条の二 電気事業者(核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下この項及び第一百十二条の三において「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者(以下この項において「発電用原子炉設置

う。) (その設置する全ての発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。) である電気事業者に限る。) は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に**（発電用原子炉設置者である電気事業者となつた日を含む年度にあつては、発電用原子炉設置者である電気事業者となつた後遅滞なく）**、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成二十七年法律第 号）第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、推進機関を經由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前

者」という。) (その設置する全ての発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。) である電気事業者に限る。) は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成二十七年法律第 号）第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、推進機関を經由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前

者」という。) (その設置する全ての発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請をした発電用原子炉設置者を除く。) である電気事業者に限る。) は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成二十七年法律第 号）第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて、推進機関を經由して経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前

項の場合に準用する。この場合において、**同条第二項及び第四項中「電気事業者となつた者又は次条第一項に規定する電気事業者に該当しないこととなつた電気事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者である電気事業者となつた者」と、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「遅滞なく、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他**の経済産業省令で定める書面を添えて」と、「届け出なければ」とあるのは「提出し、その認可を受けなければ」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「遅滞なく、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて」と、「届け出なければ」とあるのは「提出し、その認可を受けなければ」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第三十条 削除

項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「遅滞なく、原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の検査に合格したことを証する書面の写し、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律第三条第一項又は第七条第一項の同意を得たことを証する書面の写しその他の経済産業省令で定める書面を添えて」と、「届け出なければ」とあるのは「提出し、その認可を受けなければ」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第三十条 (業務改善命令)
経済産業大臣は、事故により電気

第五款 供給命令等

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 **第三十条第一項**又は同条第二項において準用する第二十九条第三項の認可を受けずに電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者

二〇六 (略)

第五款 供給命令等

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 **第二十九条の二第一項**又は同条第二項において準用する第二十九条第三項の認可を受けずに電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者

二〇六 (略)

の供給に支障を生じている場合に電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(新設)

第一百七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 **第二十九条の二第一項**又は同条第二項において準用する第二十九条第三項の認可を受けずに電気の供給又は電気工作物の設置若しくは運用を行った者

二〇六 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項(同条第四項(第三十条第二項)において準用する場合を含む。)及び第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による送付を
しなかつたとき。

三・四 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項(同条第四項(第二十九条の二第二項)において準用する場合を含む。)及び第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による送付を
しなかつたとき。

三・四 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項(同条第四項(第二十九条の二第二項)において準用する場合を含む。)及び第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による送付を
しなかつたとき。

三・四 (略)